

富田林市こどもの権利条例骨子案に関する意見一覧と対応について							資料3
No.	章	区分	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
1	全体	意見シート	全体の表記（言語の意味重視か、わかりやすさ重視か）	一般市民として、ことばが難しい。絵本や動画の用意があっても、解釈にズレが生じないように、誰が読んでも同じ理解になるように、とにかくわかりやすく！が良い。 そのような意味で、例えば「差別」という抽象的なことばを「いじめ」「暴力」と具体的にするのは良いと思った。「推進する」「努める」「侵害」「擁護」は難しい。			条例の法的性質を踏まえ、条例は法としての正しい表記で記載します。ただし、こどもたちに分かりやすい言葉で伝えるために、「条例本文で言い換えが可能な難解な言葉は言い換える」、「こども向けのわかりやすい版を作成する」ことについて対応をします。
2	全体	意見シート	全体の表記（言語の意味重視か、わかりやすさ重視か）	「法」としては正確な表記に努める方が良い。こども達を対象とした「わかりやすい版」を作成すれば良い。ただ、第2章「保障されるこどもの権利について」は「わかりやすい版」でも条文と同様に表記できるように簡単にした方がよい。			
3	全体	意見シート	全体の表記（言語の意味重視か、わかりやすさ重視か）	「公民」教科書での記述をもふまえて、こども達が不要に混乱しないようにする必要がある。			
4	全体	意見シート	安心・安全の表記	「安全」の定義が難しい。保護者や市民の役割に「安全」が入っていると、過干渉や過保護になり過ぎないかと。暴力や交通マナーを守るなどの意味合いでは必要だが、現状子育てをしていて窮屈さを感じる場面がある。			
5	全体	意見シート	安心・安全の表記	武蔵野市条例の使用法が良い。こどもの権利の説明やこども主体の事柄の記述には「安心」だけを使用し、大人の安全配慮義務等も含めて大人の責務に係わる事柄に対してのみ限定的に「安全」を使用し、文脈によって使い分ける。			
6	全体	意見シート	安心・安全の表記	・条例の基本理念に「安心・安全」を併記することについて 「安心」は主観的で精神的な感情を意味しており、精神面の安らぎを表しています。一方、「安全」は客観的な状態を表し、外部から評価される要素が強くなります。 こどもにとって、「安心」な社会であることは大切であると考えます。こどもたち自身が大丈夫だと思えることが、「安心」を意味すると思います。 ところが、こどもにとって、「安全」な社会は、危険やリスクを回避させることを優先しすぎて、大人たちが決めて管理していきます。「安全」を優先させることは、大人が先回りをして、こどもの自由を奪うことにもなりかねない。 もちろん、「安全」が不要だと主張しているわけではありません。安全な状態がこどもの安心につながることもあるからです。「安全」はこどもが「安心」を感じられる一要素であり、標語のように併記する内容とは違う、と申し上げたいのです。 こどもの権利条例で、こどもの権利について丁寧に考えるならば、「安心安全」という文言ではなく、「安心」にしていきたいと考えます。			（目的）この条例は、こどもの権利を保障し、市全体でこどもの権利を大切にするまちづくりを推進することで、こどもたちが自分らしく、安心・安全に、幸せに生きることができるまちを実現することを目的とする。 （基本理念）(3)安心・安全に生きることができること。 （保障されるこどもの権利）(2)安心・安全に生きる・育つ権利 （保護者の役割）保護者は、こどもが安心・安全に暮らすことのできる環境の確保に努める。 （市民の役割）市民は、地域がこどもにとって安全に安心して生きる・育つことができる場であることを認識し、地域社会全体でこどもを見守り、支援するよう努める。
8	第1章	会議	目的について	大人が守ってあげるという印象が強く、こども自身が権利の主体であることが読み取れない表現なので改善すべき。			（目的）この条例は、 こどもの権利を保障 し、市全体でこどもの権利を 大切に するまちづくりを推進することで、 こどもたちが 自分らしく、安心・安全に、幸せに生きることができるまちを実現することを目的とする。
9	第1章	意見シート	目的について	権利はいわばセーフティネットとして自分自身が持っていること、さらに、現在だけではなく将来のこども達のことでもあること、がもっと強調されても良い。「現在と将来の子どもにとって大切な権利を保障するため」（武蔵野市（目的）第1条）「子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し」（東京都中野区（前文））とある。			
10	第1章	意見シート	目的について	「こどもの権利を大切にする」の表現は弱すぎる。解説の「こどもの権利を理解し尊重する」の方が適切。			
11	第1章	意見シート	目的について	児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という）の積極的な普及に努めることを追記すべき。	—	（こどもの権利の周知・啓発） ○市は、 子どもの権利条約の積極的な周知・啓発を行う。	ご指摘を受けて、第4章の中の「こどもの権利の周知・啓発」に追加しました。
12	第1章	会議	こどもの定義について	「18歳未満の者、その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」という記載は18歳に限らず拡張があり得る意味と理解。富田林市の若者条例（16歳～30歳対象）との整合性を考慮すべき。	（用語の定義） 「こども」とは18歳未満の者、その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者		若者条例の定義：「若者」とは、概ね16歳から30歳までの者をいう。 本条例との整合は生涯学習課と今後調整します。
13	第1章	会議	こどもの定義について	「18歳未満の者」は明記しておいたほうが一定の目途になる。	（用語の定義） ○「育ち学ぶ施設」とは 保育所、幼稚園、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設		用語の定義において、「市（市の機関）とは、」の定義追加を含め、委員会での協議が必要と考えます。
14	第1章	意見シート	市の機関の定義について	公立の幼保学校は「市の機関」とすべきだと考えます。 「市の機関」…市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを決められたもの。			

No.	章	区分	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
15	第 1 章	会議	こどもに関係する団体の定義	こどもに関係しない団体があるのか疑問。他自治体では「市民」とまとめている例もある。	(用語の定義) 「市民」とは 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者 「こどもに関係する団体」とは市内において、こどもに関係する活動を行う団体 「事業者」とは 市内で事業を営む個人、法人又は団体	(用語の定義) ○「市民等」とは 市内に住所を有する者および市内に通勤し、または通学する者 市内で事業を営む個人、法人または団体（以下、「事業者」という） 市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体（以下、「育ち学ぶ活動を行う団体等」という） 市内でその他の活動を行う個人、法人または団体	ご指摘を受けて、修正しました。 また、関連する解説についても修正内容に合わせて整理いたしました。
16	第 1 章	意見シート	こどもに関係する団体の定義	「こどもに関係する」だけではなく、東京都中野区条例のように条例上の「団体とは、子どもが育ち学ぶための活動を行う団体のことをいう」と規定。			
17	第 1 章	会議	こどもに関係する団体の定義	団体を限定せず「市民団体」と広く定義する方が、これまでこどもの意見を聞いてこなかった団体にも働きかける効果がある。			
18	第 1 章	意見シート	こどもに関係する団体の定義	「市民」の定義の中に「団体」を位置づければ、重複している役割は「団体」の役割にもなる。そして、「市民」の中に「こどもに関係する活動を行う団体」に関する別項の記載を設けて補う形はどうか。「市民」の中に塾などの団体も入れておかないと後の責務から漏れてしまうのではないかと懸念している。記載の際は「事業者」の項と「団体」の項は分ける必要があると考える。			
19	第 1 章	会議	基本理念の記載方法（保障される権利との重複整理含め）	重複部分は基本理念に入れる必要はない。基本理念の項目として立てるか、前文や目的に記載するかは議論が必要。	(基本理念) 次に掲げる基本理念に基づき、こどもの権利を保障するものとする。 (1)こどもは、権利の主体であること。 (2)こどもは、ありのままの自分で生きることができること。 (3)安心・安全に生きることができること。 (4)こどもは、自分の意見を表し、その意見を大人に聞いてもらうことができること。 (5)こどもは自分に関係することを自分で決め、自分らしく生きていくことができること。 (6)すべての人は、これらの基本理念及びこどもの権利を理解・尊重すること。	(基本理念) こどもの権利は、次に掲げる基本理念に基づき、保障されなければならない。 (1)こどもは、権利の主体であり、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができる (2)こどもは、安心して生き、育つことができる。 (3)こどもは、自分の意見を表すことができ、その意見が尊重される。 (4)すべての人は、こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を優先して、考慮しなければならない。	ご指摘を受けて、修正しました。 また、関連する解説についても修正内容に合わせて整理いたしました。
20	第 1 章	意見シート	基本理念の記載方法（保障される権利との重複整理含め）	基本理念は不可欠。「子どもの権利条約」における原則や、これまでの委員会での意見や思いをあわせて作成されるべき。無差別平等原則の項目において、東京都中野区条例第 9 条（9）「家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国政、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと。」といった例示を入れることは、当事者性を有するこども達の安心、自信、エンパワメントにつながり、重要と考える。			
21	第 1 章	意見シート	基本理念の記載方法（保障される権利との重複整理含め）	基本理念は、子どもの権利条約やこの精神に則って制定されたこども基本法にある「一般原則」を大前提としていることが重要。①差別の禁止、②最善の利益の追求、③生命・生存・発達の権利の保障、④意見表明権の保障を基本理念として記載する。			
22	第 2 章	会議	保障される権利の記載方法（権利カタログが個別の権利を列挙しないか）	他市では特に注目する権利を「権利カタログ」として記載する例が多いが、一方で全ての権利が重要であることを考慮し子どもの権利条約の 4 原則を書くことが大事で、個別の権利を列挙すべきではないという意見もある。現在の「保障される権利」という表現には違和感がある。	第 2 章 保障されるこどもの権利	第 2 章 こどもの権利	ご指摘の通り、修正しました。
23	第 2 章	意見シート	保障される権利の記載方法（権利カタログが個別の権利を列挙しないか）	今後、こども達や大人に対する周知・広報的に、やはりこの条文がメインになる。			周知・広報の際には積極的にこの章を活用していきます。
24	第 2 章	意見シート	保障される権利の記載方法（権利カタログが個別の権利を列挙しないか）	条例でこどもの権利を保障するということに違和感を感じる。 こどもは子どもの権利条約に定められたすべてのこどもの権利が保障され、こどもたちが持つさまざまな権利は相互に密接に関連・依存しあうものであり、どの権利がもっとも重要であるというようなことはない。一方、本条例の制定に先立ち行なわれた調査やワークショップでは本市のこどもたち自身が守られていないと感じるなど、特に関心をもっている権利がある。そのため、条例では市全体で重点的に保障に取り組むべき権利として記載すべき。	(こどもの権利の保障) こどもは、次に掲げるこどもの権利が保障されるとともに、子どもの権利条約に定められた全てのこどもの権利が保障される。	(こどもの権利の保障) こどもは、児童の権利に関する条約（以下、「子どもの権利条約」という）とこども基本法に基づき、権利の主体として全てのこどもの権利が保障される。 次に掲げるこどもの権利は、市全体で重点的に保障に取り組むものとする。	ご指摘を受けて、修正しました。 また、関連する解説についても修正内容に合わせて整理いたしました。
25	第 2 章	意見シート	保障される権利の記載方法（権利カタログが個別の権利を列挙しないか）	「子どもの権利条約とこども基本法」とすべき。			
26	第 2 章	会議	保障されるこどもの権利について	アンケート結果で多かった「いじめ・仲間はずれ・差別の禁止」が保障される権利に含まれていないのは疑問。いじめはいけないというメッセージを記載すべき。			
27	第 2 章	意見シート	差別されない権利について	（6）「差別されずに生きる権利」は、「アンケート結果」もふまえて 3 番目あたり、「個人の尊重」や「安心して生きる権利」の次ぐらいが望ましい。	(6)差別されずに生きる権利	(1)どのような理由でも差別されない権利 (2)あらゆる暴力から守られる権利	ご指摘を受けて、修正しました。 いじめ、暴力等の例示は、解説に記載することで補足することとしました。
28	第 2 章	会議	差別されない権利について	差別されないことは、アンケート結果からも重要視されているため、より前方に配置し、重要性を強調すべき。			
29	第 2 章	会議	差別されない権利について	明確に「いじめ、暴力、差別」と書く方がこどもにわかりやすく安心を与える。より前方に配置すべき。			
30	第 2 章	意見シート	差別されない権利について	第 2 章内の差別されない権利の表記に例示を示すことに関して、差別というものが、主としてここで例示した内容（仲間外れや悪口）のことと誤解されかねません。こども達が回答したアンケートの選択肢に従って「どのような理由でも差別されない権利」とするべきと考える。			
31	第 2 章	意見シート	保障されるこどもの権利について	「こどもであることを理由に不当なあつかいを受けない」（中野区条例での規定）といった権利規定を、基本理念の項目か、ここで規定。			
32	第 2 章	会議	保障されるこどもの権利について	いじめなど心理的、身体的暴力、虐待から守ってもらえるということを、保障されるこどもの権利で明記すべき。「いじめ」という文言を前面に出すことに同意。			

No.	章	区分	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
33	第2章	意見シート	保障されるこどもの権利について	(3)「自分の意見を表し、その意見を大人に聞いてもらう権利」を「意見表明権と参加権」と「気持ちを尊重される権利」に分割して、例えば「意見を表明し、参加する権利」と「自分の気持ちを尊重される権利」とした方が良い。「参加する権利」は第4章とのつながり、こどもの居場所、育ち学ぶ施設や団体との関係でも重要ですし、「自分の気持ちを尊重される権利」は周囲の大人達との関係だけでなく「擁護・救済機関」との関連でも重要。	(5)自分の意見を表し、その意見を大人に聞いてもらう権利	(3)自分の意見や考え、気持ちを表し、それが尊重される権利 (4)自分に関わることに参加する権利 (5)自分に関わることを自分で決める権利	ご指摘を受けて、修正しました。
34	第2章	会議	保障されるこどもの権利について	年少のこどもにとって分かりやすい言葉と同時に、高校生のこどもにも適した表現を工夫すべき。高校生では意見を聞いてもらえること、よりも、尊重されることのような表現が適していると考える。			
35	第2章	意見シート	保障されるこどもの権利について	「安心・安全に生きる・育つ権利」は「安心して生き、育つ権利」が適している。	(2)安心・安全に生きる・育つ権利	(7)安心して生き、育つ権利	ご指摘の通り、修正しました。
36	第2章	意見シート	保障されるこどもの権利について	「学ぶ権利」につながる「自分の意志でまなぶ権利」が必要。第4章とのつながりもある。	—	(10)学ぶ権利	ご指摘を受けて、追加しました。
37	第2章	意見シート	保障されるこどもの権利について	「相談する・できる権利」が必要。第4章とのつながり、「擁護・救済機関」の設置との関わりがある。	—	(9)相談する権利	ご指摘を受けて、追加しました。
38	第2章	意見シート	保障されるこどもの権利について	(7)「大人にこどもの権利を理解・尊重してもらう権利」は、他に具体的権利規定があるので不要。	(7)大人にこどもの権利を理解・尊重してもらう権利	削除	ご指摘の通り、削除しました。
39	第3章	会議	責務または役割の表記統一もしくは併記について	親や保護者の責任は他の法律で規定されており、あえて「責任」と書くことでプレッシャーになる可能性がある。市については「責務」が適切。	第3章 こどもの権利を保障するための責務・役割 ・市の責務 ・保護者の役割 ・市民の役割 ・育ち学ぶ施設の役割 ・こどもに関係する団体の役割 ・事業者の役割	第3章 こどもの権利を保障するための役割 ・共通の役割 ・市の役割 ・保護者の役割 ・市民等の役割 ・育ち学ぶ施設の役割	対象ごとに「役割」と「責務」を区別することが難しいため、全体を「役割」で統一しつつ、条文上で違いを表現するようにしました。
40	第3章	意見シート	責務または役割の表記統一もしくは併記について	保護者自身の責任と義務を強調する姿勢その観点に立つものと子育て当事者や市民が誤解する危険性が高く、絶対に避けるべきと考える。またそのことは、子育てに悩む保護者や虐待リスクのある保護者が、今以上に自己責任論にとらわれ、悩みを打ち明けたり相談することを妨げ、「孤育で」環境を温存助長し、結果としてこどもの権利侵害を生み出す要因となる。これは、「こどもにとっての最善の利益」の観点からも避けるべき。近年すでに他の多くの自治体の権利条例が採用しているように、すべて「役割」とする方がより良い。			
41	第3章	会議	責務または役割の表記統一もしくは併記について	市の責務と公立学校（特に義務教育）の責務はほぼ同等であるため、市の責務と公立学校の責務、そして、その他は役割と整理した方が良い。			
42	第3章	会議	責務または役割の表記統一もしくは併記について	「責務・役割」は「責務」だけでも十分。			
43	第3章	意見シート	役割や責務について	「耳を傾け」は「聞き」に修正が必要。	(保護者の役割) ○保護者は、こどもの意見に耳を傾け、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重するよう努める。 (育ち学ぶ施設の役割) ○育ち学ぶ施設は、こどもの意見に耳を傾け、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重するよう努める。	(共通の役割) ○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもの意見を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮する。	ご指摘を受けて、修正しました。

No.	章	区分	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
44	第3章	意見シート	役割や責務について	「保護者の役割」と「育ち学施設の役割」、「こどもに関係する団体の役割」ですが、努力義務規定として記載するのではなく、義務規定として記載した方が良い。	（市の責務） ○市は、基本理念に基づき、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者、こどもに関係する団体及び事業者と協力しながら、こどもの権利の保障の取組を進める。 ○市は、こども、保護者、市民、育ち学ぶ施設、こどもに関係する団体及び事業者がこどもの権利についての理解を深めることができるよう、周知する。 （保護者の責務） ○保護者は、こどもの権利を理解・尊重し、こどもの権利を保障するよう努める。 ○保護者は、こどもの意見に耳を傾け、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重するよう努める。 ○保護者は、こどもが安心・安全に暮らすことのできる環境の確保に努める。 （市民の役割） ○市民は、こどもの権利を理解・尊重し、こどもの権利を保障するよう努める。 ○市民は、地域がこどもにとって安全に安心して生きる・育つことができる場であることを認識し、地域社会全体でこどもを見守り、支援するよう努める。 （育ち学ぶ施設の役割） ○育ち学ぶ施設は、こどもの権利を理解・尊重し、こどもの権利を保障するよう努める。 ○育ち学ぶ施設は、市、保護者及び市民と連携し、こどもの権利を保障するための取組を推進する。 ○育ち学ぶ施設は、こどもの意見に耳を傾け、こどもの年齢、成長及び発達に応じて、こどもの意見を尊重するよう努める。 ○育ち学ぶ施設は、虐待や体罰、いじめ、差別等こどもの権利侵害を防止・救済するために関係機関等と連携に努める。 ○育ち学ぶ施設は、虐待や体罰、いじめ、差別等こどもの権利侵害の防止・救済に関する研修に努める。 （こどもに関係する団体の役割） ○こどもに関係する団体は、こどもの権利を理解・尊重し、こどもの権利を保障するよう努める。 ○こどもに関係する団体は、市が実施するこどもの権利を保障するための施策について協力するよう努める。 ○こどもに関係する団体は、こどもへの多様な体験や交流の機会の提供に努める。 （事業者の役割） ○事業者は、その従業員が、こどもの権利を保障することができる環境（仕事と子育てを両立できる環境）をつくるよう努める。 ○自らの事業がこどもの権利の侵害につながらないよう適切な配慮を行うよう努める。	（共通の役割） ○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもの権利を理解・尊重し、保障する。 ○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもの意見を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮する。 ○だれであっても、こどもにいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等のこどもの権利侵害を行ってはならない。 （市の役割） ○市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等、育ち学ぶ施設と協力・連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進する。 （保護者の役割） ○保護者は、こどもが安心して暮らすことのできる環境の確保に努める。 ○保護者は、市が実施するこどもの権利を保障するまちづくりの推進について協力する。 （市民等の役割） ○市民等は、市が実施するこどもの権利を保障するまちづくりの推進について協力するよう努める。 ○市民等は、地域がこどもにとって安心して生き、育つことができる場であることを認識し、地域社会全体でこどもを見守り、支援するよう努める。 ○事業者（市民等のうち、市内で事業を営む個人、法人または団体のこと。）は、その従業員が、こどもの権利を保障することができる環境（仕事と子育てを両立できる環境）をつくるよう努める。 ○育ち学ぶ活動を行う団体等（市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体のこと。）は、市、保護者、育ち学ぶ施設と協力・連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進するよう努める。 （育ち学ぶ施設の役割） ○育ち学ぶ施設は、市、保護者、市民等と協力・連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進する。 ○育ち学ぶ施設は、関係機関と協力しながら、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害を防止・救済する。	ご指摘を受けて、共通の役割を追加し、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設におけるそれぞれの役割を整理しました。 また、関連する解説についても修正内容に合わせて整理いたしました。
45	第3章	意見シート	役割や責務について	役割のどこかで「最善の利益を考慮すること」についても触れるべき。			
46	第3章	会議	役割や責務について	「こどもの意見に耳を傾け...意見を尊重する」の部分は「努める」ではなく明確な表現にすべき。			
47	第3章	会議	役割や責務について	（育ち学ぶ施設の役割について） 「努める」という努力義務では弱い。こどもたちが一日の大半を過ごし、学ぶ権利の場である以上、「保証する」などの強い表現にすべき。			
48	第3章	意見シート	役割や責務について	（育ち学ぶ施設の役割について） 連携が権利侵害予防・救済をするように読めてしまう。 まず施設内での努力について言及し、そのうえで他団体との連携に言及した方がいい。			
49	第3章	意見シート	役割や責務について	（こどもに関係する団体について） 「こどもの権利侵害」についての規定が必要。			
50	第3章	意見シート	役割や責務について	（こどもに関係する団体について） こどもに関係する団体の役割は「多様な体験や交流の機会の提供」だけなのか、努力義務の範囲が非常に小さく規程されているように思う。まさに、こどもたちの声に耳を傾けながら、自分らしく、育ち学ぶことを保障するように努めることが必要ではないか。			
51	第3章	会議	役割や責務について	市の責務にのみ「こどもの意見に耳を傾け、尊重する」という文言がないので追加すべき。			
52	第3章	意見シート	役割や責務について	「市の職員」に対する研修や周知の明記が必要。	—	第4章子どもの権利を保障するまちづくりの推進 （こどもの権利の周知・啓発） ○市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、 市職員 が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、 周知・啓発 を行う。	ご指摘を受けて、第4章の中の「こどもの権利の周知・啓発」に、市職員への周知について追加しました。
53	第3章	意見シート	市民の役割について	「市民の役割」の項目解説での「地域」の解説はエリアとして狭すぎるので、町内会のエリアとせずに読み手の解釈にまかせる方が良い。	（市民等の役割）解説 また、「地域」とは、 町内会のエリア など、こどもが生活する身近な範囲を想定しています。	（市民等の役割）解説 「地域」とは、こどもが生活する身近な範囲を想定しています。	ご指摘のとおり、修正しました。

No.	章	区分	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
54	第4章	会議	第4章こどもの権利を保障するための施策の構成	現在の構成は「五月雨式」で分かりにくい。権利保障のための重要な柱になる章のため、構成を整理すべき。	第4章 こどもの権利を保障するための施策 ・こどもの居場所 ・こどもの学び ・こどもの意見表明及び参加 ・こどもからの相談 ・こどもの権利の普及啓発 ・虐待、体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害の防止 ・貧困の解消と防止 ・こどもの権利を保障する人や団体への支援	第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進 ・こどもの権利の周知・啓発 ・こどもの権利侵害の防止・救済 ・こどもの意見表明および参加 ・こどもの権利を保障する施策の推進 →貧困の防止と解消・居場所・相談・学び・支援	ご指摘を受けて、修正しました。 まずはアンケート等の結果からこどもの権利を守るためには周知が重要であることから、周知を1番目にしました。2番目に権利侵害を防止すること、3番目にこどもの意見表明及び参加、4番目にこどもの権利を保障する施策の推進という構成にしました。 詳細は「資料4_第4章の構成に係る新旧表」を参照してください。
55	第4章	意見シート	第4章こどもの権利を保障するための施策の構成	記載する項目の順番を含めて、「基本理念」や「保障されるこどもの権利」とのつながりを意識するべき。最初に「こどもの意見表明及び参加」、次に「虐待・体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害の防止」とするのが適切。			
56	第4章	会議	第4章こどもの権利を保障するための施策の構成	「こどもの意見表明及び参加」が後方に配置されているが、こどもが主体であれば前方に記載すべき。			
57	第4章	意見シート	第4章こどもの権利を保障するための施策の構成	条例は知らない人への理解を深めるもの、施策はターゲット層によって重みづけが変わってくるのだと思う。次の層（知っていても、できない）への施策を一番に考えるなら、例えば「貧困の解消と防止」「こどもの権利を保障する人や団体への支援」が施策のトップにくると思う。知人が「こども権利って経済的・精神的余裕ある人しか守れへんな」と言っていた。			
58	第4章	意見シート	こどもの権利の普及啓発	「周知」と「啓発」の意味の違いを踏まえ、「周知・啓発」にしてはどうか？「周知」は情報を拡散し、横に広げるイメージ、「啓発」は横方向もありますが、活用できるように深める・高めるという縦のイメージ。	（こどもの権利の普及啓発） ○市は、こども、保護者、市民、育ち学ぶ施設、こどもに関係する団体及び事業者に対して、こどもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行う。	（こどもの権利の周知・啓発） ○市は、こどもがこどもの権利について学び、これに関する本市の制度等の情報提供を受ける多様な機会を提供する等の取組により、周知・啓発を行う。 ○市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、市職員が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、周知・啓発を行う。	ご指摘を受けて、修正しました。
59	第4章	－	こどもの権利の普及啓発	アンケート結果で多かった「こどもと大人への周知をもっとすべき。」という結果を踏まえ、こどもと大人への周知の条文を分けて、記載しました。			
60	第4章	意見シート	虐待・体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害の防止について	防止だけでなく、救済も含まれるため、見出しを「防止・救済」と記載すべき。	（虐待、体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害の防止） ○だれであっても、こどもに虐待、体罰、いじめ、差別等の権利侵害を行ってはならない。 ○市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及びこどもに関係する団体は、こどもへの虐待、体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害防止及び早期発見に努める。 ○市及び育ち学ぶ施設は、虐待、体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行う。	（こどもの権利侵害の防止・救済） ○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもへのいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害の防止および早期発見に努める。 ○市および育ち学ぶ施設は、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行う。	ご指摘を受けて、修正しました。
61	第4章	－	虐待・体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害の防止について	アンケートの結果や委員会での意見を踏まえ、例示の並び順を変更しました。「いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導」			
62	第4章	意見シート	虐待・体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害の防止について	「虐待・体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害の防止」の項目のタイトルの中の「虐待・体罰」を「虐待・体罰・不適切な指導」として、こども大綱や文部科学省の「生徒指導提要」の中で明記された「不適切な指導」を入れるべき。			
63	第4章	意見シート	虐待・体罰、いじめ、差別等その他の権利侵害の防止について	こども達への性加害やデートDV等に対する対策をどこかで明記する必要がある。			
64	第4章	会議	意見表明の保障や評価検証の方法（こども会議の設置等）	こども施策へのこどもの参加、意見反映、検証評価のプロセスを具体的にこどもの意見表明及び参加の項目で記載すべき。	（こどもの意見表明及び参加） ○市は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが自分の意見を表明したり、社会に参加できるよう、こどもの年齢、発達及び状況に配慮したこどもが意見等を表明し、又は参加する機会を確保する。 ○市は、こどもが主体的に安心・安全に活動できるよう支援しなければならない。 ○育ち学ぶ施設及びこどもに関係する団体は、こどもが主体的に活動できるよう支援に努める。	（こどもの意見表明および参加） ○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもに関することについて、こどもが意見を表明できる機会を設けるよう努める。 ○市は、こどもに関する施策及び計画、これらの実施結果の評価などを行うときは、こどもが意見等を表明できる、または参加できる機会を設ける。 ○市は、上記の機会を設けるときには、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いる。 ○市は、こどもの意見を尊重し、こどもに関する施策等に反映するよう努める。	ご指摘を受けて、修正しました。
65	第4章	会議	意見表明の保障や評価検証の方法（こども会議の設置等）	第6章ではなく第4章の「こどもの意見表明及び参加」に、こども会議や評価検証を記載すべき。こども自身が検証に関わるべき。			
66	第4章	会議	意見表明の保障や評価検証の方法（こども会議の設置等）	こども会議を設置した方がいい。ただし、市民団体や学校の協力が不可欠であり、それがなければ、枠だけを作ることとなってしまう、参加するこどもが現れない。			
67	第4章	会議	意見表明の保障や評価検証の方法（こども会議の設置等）	こども会議の設置より、声を上げにくいこどもの意見を吸い上げる仕組み（投票、投稿など）の構築と、その結果を可視化することが重要。			
68	第4章	意見シート	意見表明の保障や評価検証の方法（こども会議の設置等）	委員会としては、市に対して、この項目を具体化する施策としての「こども会議」の設置を答申すべき。その運営可能性については、他自治体の「こども会議」の成功例や課題を十分研究することが先。	（貧困の解消と防止） ○市は、全てのこどもがだれ一人取り残されることなく、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すこやかに育ち、学ぶことができるよう、市民、育ち学ぶ施設及びこどもに関係する団体と協力して、こどもの貧困の防止と解消に向けて総合的に取り組む。	（貧困の防止と解消） ○市は、全てのこどもがだれ一人取り残されることなく、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、こどもの貧困の防止と解消に向けた取組を推進する。	－
69	第4章	－	貧困の解消と防止	他の記載との兼ね合いで修正。 「貧困の解消と防止」を「貧困の防止と解消」に変更。 「総合的に取り組む。」を「取組を推進する。」に変更。			

No.	章	区分	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
70	第4章	－	こどもの居場所	他の記載との兼ね合いで修正。 「こどもの居場所」を「居場所」に変更。 「安心・安全に過ごせ、楽しく遊んだり、休んだりできる自分らしく居られる」を「楽しく遊んだり、休んだりし、安心して自分らしくいられる」に変更。 そのほかの条文については、（共通の役割）と（こどもの意見表明及び参加）に追加しているため、削除。	（こどもの居場所） ○市は、こどもが安心・安全に過ごせ、楽しく遊んだり、休んだりできる自分らしく居られる多様なこどもの居場所づくりを推進する。 ○市は、こどもの居場所づくりを推進する取組において、こどもの意見を聴かなければならない。 ○保護者、市民、育ち学ぶ施設及びこどもに関係する団体は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様なこどもの居場所において、こどもの意見に耳を傾け、尊重するよう努める。	（居場所） ○市は、こどもが楽しく遊んだり、休んだりし、安心して自分らしくいられる、多様な居場所づくりを推進する。	－
71	第4章	－	こどもからの相談	他の記載との兼ね合いで修正。 「こどもからの相談」を「相談」に変更。 「多様な環境を確保する。」を「多様な環境づくりを推進する。」に変更。	（こどもからの相談） ○市は、こどもが悩んでいることや困っていること等について、安心して相談できる多様な環境を確保する。 ○保護者、市民、育ち学ぶ施設及びこどもに関係する団体は、こどもが悩んでいることや困っていること等について、安心して相談できる環境づくりに努める。	（相談） ○市は、こどもが悩んでいることや困っていること等について、気軽に安心して相談できる多様な環境づくりを推進する。	－
72	第4章	意見シート	こどもからの相談	相談内容の守秘義務の記載は、もっと厳密にするべき。	（こどもからの相談） ○市、保護者、市民、育ち学ぶ施設及びこどもに関係する団体は、こどもから受けた相談の内容について、こどもが他の人に知られたくないと望むものについては、慎重に取り扱わなければならない。	（相談） ○こどもからの相談を受けた者は、こどもの権利の救済または擁護に必要な場合を除き、その相談に関する秘密を守らなければならない。	ご指摘のとおり、修正しました。
73	第4章	意見シート	こどもからの相談	虐待防止やいじめ防止の観点から、例えば、「こどもの権利救済・擁護に必要な場合を除き」などの例外規定が必要。			
74	第4章	意見シート	こどもからの相談	「受援力」とも表現され、困ったときに「助けて」「手伝って」と言える力、「SOSを出せる力」「相談する力」を、こども期から育むために取り組んでいくことの記載必要。	－	（こどもの権利の周知・啓発） ○市は、こどもがこどもの権利について学び、これに関する本市の制度等の情報提供を受ける多様な機会を提供する等の取組により、周知・啓発を行う。	ご指摘を受けて、（こどもの権利の周知・啓発）において、修正しました。
76	第4章	意見シート	こどもの権利を保障する人や団体への支援	多様な個性や環境、社会的背景があり個別のニーズを有するこども達に対する「こども一人ひとりに合わせた支援」の設置が必要。ヤングケアラー支援もここに位置付ける。	－	（支援） ○市は、こどもの置かれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行う。	ご指摘のとおり、追加しました。
77	第4章	意見シート	こどもの権利を保障する人や団体への支援	武蔵野市の条例では、よく似た表現の条文として、子育て当事者に寄り添った表記にしています。 「（保護者と家庭への支援など）第10条 市は、保護者が子どもの権利を保障するために必要な環境を確保できるよう、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援を行います。」	（こどもの権利を保障する人や団体への支援） ○市は、保護者がこどもの権利を保障するために、必要な支援を行う。 ○市は、こどもの権利の保障について、市民、育ち学ぶ施設、こどもに関係する団体と協力するとともに、こどもの権利を保障するための活動を支援するよう努める。	（支援） ○市は、保護者がこどもの権利を保障することができるよう、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行う。 ○市は、こどもの権利の保障について、市民等、育ち学ぶ施設と協力するとともに、こどもの権利を保障するための活動を支援する。	ご指摘のとおり、修正しました。
78	第5章	会議	擁護・救済の名称	「擁護・救済」という表現は難しいので、「オンブズパーソン」がよい。または「人権」という言葉を入れるべき。こどもに名称を選んでもらうのもよい。	権利擁護・救済委員	権利擁護・救済委員（仮）	名称については、仮とさせていただきます素案の段階で再度委員会にて検討します。
79	第5章	意見シート	擁護・救済の名称	「こどもの権利擁護・救済委員」の名称は川西市のように少し聞き馴染みのない用語を使用することで、「富田林のこどもの人権を守る人」ということを根付かせていくのはどうでしょうか。具体的には「富田林こどもの人権アドボケイター」のような名称です。			
80	第5章	会議	擁護・救済の名称	「救済」では何かが起こってからといったように感じる。			
81	第5章	会議	擁護・救済の名称	大人がその意味を理解することが重要なため、人権擁護、救済委員などの名称を使い、こども向けには「相談できる人」「守る人」などがわかりやすい別の表現で周知すべき。			
82	第5章	意見シート	擁護・救済の名称	条例上の名称とは別にこどもが分かりやすく親しみやすい通称（愛称）をつくらばどうでしょうか。			
83	第5章	意見シート	擁護・救済	相談・救済機関の基本4機能を踏まえていることを「4機能」というようなことばを用いて明記しておくべき。4機能とは、①remedial function（救済：権利侵害時、被害者に対して法的・心理的・教育的支援を提供したり、加害側や関係者に対して勧告したりする）、②monitoring function（モニタリング：子どもの権利状況を調査するなどし、市の状況を把握する。④のエビデンスを集めるという側面もある）、③educational function（啓発：社会一般、子どもたちへの権利に関する知識・関心・スキルの向上をはかる）、④advocacy function（こども施策を評価し、専門家集団として制度改善のために提言する）	－	「こどもの権利擁護・救済委員（仮）」には、「救済」、「調査・調整」、「制度改善」、「周知・啓発」という4つの機能を踏まえ、「委員の仕事」を定義しています。	ご指摘を受けて、追記しました。

No.	章	区分	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
84	第5章	意見シート	擁護・救済	目的及び委員の仕事に「こどもの権利の擁護及び権利侵害の防止」という記載が必要。 また、「制度などの改善の要請」は、別項目で「・こどもの人権の擁護のために必要な制度などの改善などの提言を行うこと」というように記載する。	○権利擁護・救済委員（以下、「委員」）の設置 ・こどもの権利を守るとともに、こどもの権利の侵害に対する擁護・救済を目的 ・市長の附属機関として設置 ○委員の仕事 ・こどもの権利の侵害について、相談に応じ、必要な支援をすること。 ・こどもの権利の侵害について、申立てまたは自己発意により、調査または調整を行うこと。 ・こどもの権利を侵害した者に、是正措置を講ずるように勧告・制度などの改善の要請を行うこと。 ・こどもの権利の保障または侵害の防止について、市に意見を述べること。 ・こどもの権利・こどもの権利擁護・救済委員について普及啓発を行うこと。	○権利擁護・救済委員（仮）（以下、「委員」という）の設置 ・こどもの権利の擁護およびこどもの権利の侵害の防止、こどもの権利の侵害に対する救済を目的 ・市長の附属機関として設置 ○委員の仕事 委員は、こどもの権利の擁護およびこどもの権利の侵害の防止、こどもの権利の侵害に対する救済について、以下の仕事を行う。 ・相談に応じ、必要な支援をすること。 ・申立てまたは自己発意により、調査または調整を行うこと。 ・勧告または要請を行うこと。 ・制度の改善など市に意見を述べること。 ・こどもの権利およびこどもの権利擁護・救済委員（仮）について周知・啓発を行うこと。	ご指摘を受けて、修正しました。
85	第5章	会議	擁護・救済	「市長に報告し、市長はそれらを公表する」ではなく、「市民に報告する」「市長及び市民に報告する」とし、年次報告会を開くなど積極的な公表を行うべき。	（活動状況の報告） 委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市長は、それらを公表する。	（活動状況の報告） 委員は毎年、活動状況等を市民等及び市長に報告し、市長は、それらを公表する。	ご指摘のとおり、修正しました。
86	第5章	意見シート	擁護・救済	「毎年の」を「毎年」に変更すべき。			
87	第5章	会議	擁護・救済	この救済機関が「最後の砦」なのか「気軽に相談できる場所」なのか、他の機関との関係性を明確にすべき。	本市にも教育相談窓口やこどものための電話相談の制度などがあり、それぞれ大切な役割を担っています。 しかし、権利侵害にあっているこどもを救済するためには、こどもの話を聞き、こどもに寄り添い、こどもにとって最も良いことは何かを考え、こどもと一緒に解決策を考えていくことが重要です。そして、周囲の人々に積極的に働きかけて関係を調整しながら具体的な問題を改善していく仕組みが必要です。 そこで本委員会では、こどもの権利に特化した「擁護・救済制度」として、「こどもの権利擁護・救済委員」を本市に導入すべきと考えました。	現在、本市には教育相談窓口や電話相談といった既存の制度がありますが、これら学校以外の窓口ではこどもからの相談が非常に少ないのが現状です。 さらに、アンケートの結果では「相談できる人」がいないと回答したこどもが一定数存在していることが分かりました。また、こどもの権利を守るためには、「気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所」や「誰にも知られずに相談できる場所」を求める声が多く寄せられています。これは、既存の窓口だけではこどもたちが利用しづらい、十分ではないことを示しています。 また、こどもの権利侵害問題は複雑に絡み合うことが多く、一つの部署だけで対応するのは困難です。そのため、部署を越えた独立性と連携性、そしてそれらを支える高い専門性を備えた機関が必要です。 そして重要なのは、こどもの「相談する権利」を保障することです。これまでの経緯を踏まえ、こどもたちが主体的に相談につながり、自らの力で問題を解決していくことを支援する機関が求められています。 そのため、こどもが困ったときや悩みを抱えたときに、気軽に相談でき、さらに権利侵害などの深刻な問題に直面した場合には、適切な救済ができるように、こどもの話を聞き、こどもに寄り添い、こどもにとって最も良いことは何かを考え、こどもと一緒に解決策を考え、必要があれば周囲の人々に積極的に働きかけて関係を調整しながら、具体的な問題を改善していく仕組みが必要です。 こうした背景から、本委員会では、権利侵害にあっているこどもに寄り添い、ともに解決策を考えるための専門的な「擁護・救済を図る制度」として、「こどもの権利擁護・救済委員（仮）」を本市に導入すべきだと考えました。	こどもに寄り添い気軽にどんなことでも相談できる窓口である必要があると考えています。 ご指摘を受けて、解説に追記しました。
88	第5章	意見シート	擁護・救済	なぜ相談・救済機関の設置が必要なのか？ ①既存制度があるが、なお量的に多くの窓口が必要、質的に、②複雑化する事案もあり、部署を越える独立性と連携性、それらを支えるより高い専門性を備えた機関の設置が求められている。 さらに言えば、③（多くの窓口を設置してきてもこうしたサービスが必要な子どもたちがなかなかつながってこれなかったという経緯を踏まえ）「子どもの相談する権利」を前面に出し、こどもたちをエンパワメントしながら相談につなげる機関が求められているのではないかと。 こうしたことを踏まえて解説はあらためて記載を検討すべき。			

No.	章	区分	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
89	第6章	会議	計画	調査の公表の頻度を明記すべき。			現段階でこども計画を検討中のため、定期的という文言を使用しております。
90	第6章	会議	計画	こどもの権利条例制定に伴い、子ども・子育て会議の構成メンバーも見直すべき。			ご指摘のとおり、令和8年4月に見直し予定です。
91	第6章	意見シート	計画	計画段階での子どもの参加はどういうふうに考えたらいいのか。	—	(計画) ○こども計画の策定にあたっては、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとする。	ご指摘のとおり、追加しました。
92	第6章	—	計画	より明確に条例を推進していく手法を示すために、「計画」という項目を規定し、総合的にこどもに関する施策を推進する枠組みをとして「計画」を定めることを明示しました。 計画には、令和7年度に策定予定であるこども計画を位置づけ、条例の推進のために必要な事項を計画に定めることとしました。 また、関連する解説についても修正内容に合わせて整理いたしました。	(こどもの権利を保障する施策の推進) ○市は、この条例に基づき、こどもの権利を保障する施策を推進する。 ○こどもの権利を保障する施策が推進されるよう、必要な措置を講じるものとする。 ○こどもの権利を保障する施策を推進するため、定期的に、こどもの状況等について調査を行い、その結果を公表する。 (こどもの権利を保障する施策の評価・検証方法) ○市は、この条例に基づく、こどもの権利を保障する施策の実施の状況を評価・検証しなければならない。 ○市は、評価・検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例（平成25年7月1日条例第29号）に規定する富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴くものとする。 ○評価・検証にあたっては、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとする。 ○市は、評価・検証結果や前項の意見について、公表するとともに、必要に応じて改善を行う。	(計画) ○市は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画（以下、「こども計画」という）を定める。 ○こども計画には、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づいて策定するこども施策についての計画を位置づける。 ○こども計画の策定にあたっては、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとする。 ○市は、こども計画にこの条例の推進を図るために、必要な事項を定める。 ○この条例を推進するため、定期的に、こどもの状況等について調査を行い、その結果を公表する。 (評価および検証) ○市は、こども計画の実施の状況を評価・検証しなければならない。 ○市は、評価・検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例（平成25年7月1日条例第29号）に規定する富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴くものとする。 ○市は、評価・検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例（平成25年7月1日条例第29号）に規定する富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴くものとする。 ○市は、評価・検証にあたり、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとする。 ○市は、評価・検証結果や前項の意見について、公表するとともに、必要に応じて改善を行う。	—
93	第6章	意見シート	関係機関との連携および施策、計画との整合	教育機関や警察などのこどもに関わる機関との連携、施策との連携は、こども計画や教育振興計画など、こどもに係る施策との連携で必要なため、記載すべき。	—	(関係機関との連携および施策、計画との整合) ○市は、こどもの権利を保障するための施策が適切かつ円滑に行われるように、関係機関と連携する。 ○市は、こどもに関する施策の推進および計画の策定にあたっては、こどもの権利が適切かつ円滑に保障されるよう、本条例との整合を図る。	ご指摘を受けて、追加しました。
94	その他	意見シート	その他	「性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。これらの人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けています。」と法務省は明記し、さらに、「最寄りの法務局等において人権相談に応じています。人権相談等を通じて性的マイノリティの方々に関する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。」と記載。文部科学省も「生徒指導提要」において「性の多様性に関する課題と対応」の項目を新設しており、これらの動向もふまえて、本条例の文言や運用を考える必要がある。			ご指摘のとおり、動向などを踏まえ、文言・運用を検討します。
95	その他	意見シート	その他	学校における校則についても、上記「生徒指導提要」における「校則の運用・見直し」の項に「校則の見直し」「児童生徒の参画」の項目があり、それらは「児童の権利に関する条約」の四つの原則と「こども基本法」の基本理念の趣旨を記載した「提要」内の「児童生徒の権利の理解」をふまえたものであり、これらの動向もふまえて、本条例の文言や運用を考える必要がある。			ご指摘のとおり、動向などを踏まえ、文言・運用を検討します。